

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

第1章 総則

第2章 被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1節 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第37条の2の規定に基づき、勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第2節 刑事訴訟法第37条の2の規定に基づき、勾留に代わる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第3節 刑事訴訟法第37条の2の規定に基づき、勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第4節 即決裁判手続によることについての同意の確認を求められた被疑者の請求によって選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第3章 第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1節 即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第2款 一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第2節 即決被告事件以外の被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 簡易裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第2款 簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1目 通則

第2目 単独事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第3目 通常合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第4目 重大合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第4章 控訴審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第5章 上告審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1章 総則

(目的)

第1条 センターは、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第36条第2項に基づき、この基準において、センターが、国選弁護人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準を定める。

(複数の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第2条 同一の事件に複数の一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、一般国選弁護人契約弁護士ごとにこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。

(解任等のときの算定方法)

第3条 一般国選弁護人契約弁護士が、解任により国選弁護人としての活動を終了したときは、解任時点までの活動についてこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。ただし、解任が、同一事件を含む事件の国選弁護人への選任と近接して行われたときは、この基準の適用において、解任はなされなかったものとみなす。

2 一般国選弁護人契約弁護士が、略式命令に対する正式裁判の請求の取下げ又は上訴の取下げにより活動を終了したときは、取下げの日までの活動についてこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般契約弁護士が、他の弁護士が辞任し又は解任された事件について国選弁護人に選任されたときは、選任後における初回接見又は初回公判期日を、算定基準における初回接見又は第1回公判期日とみなしてこの基準を適用し、基礎報酬その他の報酬及び費用を算定する。

(併合審理された複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第5条 公判手続を通じて併合審理された複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されたとき(即決裁判手続の申立てがされた被告事件(以下「即決被告事件」という。))を除く。)は、基礎報酬を次のとおり算定する。

基礎報酬(注) × {1 + (被告人の数 - 1) × 0.5}

(注) 被告人によって適用すべき基礎報酬の基準が異なるときは、公訴事実中最も重い罪について適用すべき基準を適用する。

2 第1項に規定するときの公判加算報酬(注)は、併合審理されている被告人の数にかかわらず、被告人の数が1名のとくと同様に算定する。

(注) 被告人によって適用すべき公判加算報酬の基準が異なるときは、公訴事実中最も重い罪について適用すべき基準を適用する。

3 即決被告事件において、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されたときは、一括国選弁護人契約に基づいて、被告人の数に応じた複数の事件を一括して処理した場合の算定基準を適用して報酬及び費用を算定する。

(公判手続中に審理が分離された複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第6条 複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されている場合で、公判手続の当初において審理が分離されたとき又は公判手続の途中で審理が分離されたときは、前条の規定にかかわらず、被告人ごとに(ただし、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人については前条を適用する。)報酬及び費用を算定する。

(複数の被疑者に1名の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第7条 複数の被疑者に1名の国選弁護人が選任されたときは、被疑者ごとに報酬及び費用を算定する。

第2章 被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び

費用の算定基準

第1節 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第37条の2の規定に基づき勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第8条 被疑者について選任された国選弁護人（以下「被疑者国選弁護人」という。）のうち、刑事訴訟法第37条の2の規定に基づき、勾留状が発せられている被疑者について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 多数接見加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

ウ 特別成果加算報酬

二 費用

ア 遠距離接見等交通費

イ 通訳人費用

ウ 訴訟準備費用

（報酬）

第9条 前条に規定する基礎報酬は、次のとおり算定する。

一 弁護期間（初回の接見、電話による外部交通（以下「電話交通」という。）又は準接見（国選弁護人が接見場所に出向いたが接見するに至らなかった場合をいう。以下同じ。）が行われた日を初日とし、被疑者が釈放（勾留の執行停止によるときを除く。以下同じ。）若しくは起訴又は家庭裁判所に送致された日（国選弁護人を解任されたときにあつては解任の日）を最終日とする期間。ただし、勾留の執行停止期間を除く。）に応じ、基準接見回数を次のとおり定める。

弁護期間	基準接見回数（初回接見を含む。）
4日以下	1回
5日以上8日以下	2回

9日以上12日以下	3回
13日以上16日以下	4回
17日以上20日以下	5回
21日以上25日以下	6回

二 実際に行った接見の回数（同一日の午前における接見及び同一日の午後における接見はそれぞれ1回と算定する。以下同じ。）、電話交通の回数（同一日における電話交通は1回と算定する。以下同じ。）及び準接見の回数（同一日における準接見は1回と算定する。以下同じ。）について、接見1回は1と、電話交通1回及び準接見1回はいずれも0.5として計算したときの合計数（以下「接見等合計ポイント」という。）が基準接見回数以下のときは、次の各算式により求められる金額の合計額をもって基礎報酬を算定する。

① 接見の回数に基づく金額

- ・ 接見が0回するとき 0円
- ・ 接見が1回以上のとき
2万4000円 + 2万円 × (実際に行った接見の回数 - 1)

② 電話交通及び準接見の回数に基づく金額

1万円 × 実際に行った電話交通及び準接見の合計回数

三 接見等合計ポイントが基準接見回数を超えるときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

2万4000円 + 2万円 × (基準接見回数 - 1)

ただし、接見が行われなかったときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

2万円 × 基準接見回数

四 前二号の算定において、被疑者国選弁護人が勾留理由開示期日に出頭したときは接見を1回行ったものとして取り扱う。

2 前条に規定する多数接見加算報酬は、前項第3号に該当する場合において、次のとおり算定する。

接見等合計ポイントと基準接見回数との差	加算報酬額
0.5回	5000円
1回	1万円
1.5回	1万3000円
2回	1万6000円

2. 5回	1万8000円
3回以上	2万円

- 3 前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、被疑者との接見、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被疑者の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ（以下この章において「接見等」という。）のために、国選弁護人の事務所所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所との直線距離を基準として、往復50キロメートル以上離れた目的地までの移動又は最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所との直線距離が往復50キロメートル未満で、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の移動距離が往復100キロメートル以上となる目的地までの移動（以下「遠距離移動」という。）を要した場合において、次のとおり算定する。

移動の回数×4000円

ただし、もっぱら当該接見等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件における遠距離接見等加算報酬又は第20条第3号イに規定する日当の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

- 4 前条に規定する特別成果加算報酬は、次のとおり算定する。
- 一 勾留決定に対する準抗告の申立てにより、勾留決定が取り消されるとともに勾留請求が却下され、被疑者が釈放されたとき。
国選弁護人の申出に基づき5万円を加算する。
 - 二 勾留取消しの申立てにより、勾留が取り消されて被疑者が釈放されたとき。
国選弁護人の申出に基づき5万円を加算する。
 - 三 被疑事実の対象となっている損害について、下記のとおり被害者に対する損害賠償がなされ、これを証する書面の写しが検察官に提出されているときは、国選弁護人の申出に基づき、下記の区分に応じた額を加算する。ただし、前二号による加算が行われたとき又は交通事故に関する事案で、示談金が損害賠償責任保険によって全額賄われたときには加算しない。

記

- ・ 被疑事実の対象となっている全損害の50%相当分以上について

損害賠償がなされている場合 1万円

・ 被疑事実の対象となっている全損害について、実質的に損害賠償がなされている場合 2万円

・ 被疑事実の対象となっている全損害について、被害者との間で私法上の和解契約が成立している場合 3万円

(費用)

第10条 第8条に規定する遠距離接見等交通費は、遠距離移動が行われたときに、民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の例に従って算定された費用をもって算定する。ただし、もっぱら当該接見等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件及び国選付添事件における費用の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

2 第8条に規定する通訳人費用は、接見等の弁護活動に通訳人を要したときに、国選弁護人が利用した通訳人について、国選弁護人が支払った費用又は通訳人から請求されている費用をもって算定する。

3 第8条に規定する訴訟準備費用は、診断書の作成料又は弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料として、総額3万円を限度として、実費を支払う。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第11条 被疑者国選弁護人が国選弁護人の事務に関する契約約款本則(以下「約款」という。)第20条第1項に規定する報酬及び費用の請求をしなかったときは、弁護活動が行われなかったものとみなして報酬及び費用は支給しない。

第2節 刑事訴訟法第37条の2の規定に基づき、勾留に代わる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の算定基準)

第12条 少年法(昭和23年法律第168号)第43条の規定に基づく観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、前節の例により算定する。

第3節 刑事訴訟法第37条の2の規定に基づき、勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の算定基準)

第13条 少年法第45条第4号の規定に基づいて勾留とみなされる観護措置がとられている少年について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、第1節の例により算定する。ただし、家庭裁判所への送致前に刑事訴訟法第37条の2の規定に基づいて国選弁護人に選任され、少年と接見又は電話交通した弁護士と同じ弁護士が国選弁護人に選任されたときは、第9条第1項第2号又は第3号にかかわらず、基礎報酬を次のとおり算定する。

一 接見等合計ポイントが基準接見回数以下のときは、次の各算式により求められる金額の合計額をもって基礎報酬を算定する。

① 2万円×実際に行った接見の回数

② 1万円×実際に行った電話交通と準接見の合計回数

二 接見等合計ポイントが基準接見回数を超えるときは、次の算式により基礎報酬を算定する。

2万円×基準接見回数

第4節 即決裁判手続によることについての同意の確認を求められた被疑者の請求によって選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第14条 刑事訴訟法第350条の3第1項の規定に基づいて選任された国選弁護人(以下「即決被疑者国選弁護人」という。)に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 基礎報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

二 費用

ア 遠距離接見等交通費

- イ 通訳人費用
- ウ 訴訟準備費用

(報酬)

第15条 前条に規定する基礎報酬は2万4000円とする。ただし、電話交通のみを行い、接見を行わなかったときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

電話交通を1回行ったとき	1万円
電話交通を2回行ったとき	2万円
電話交通を3回以上行ったとき	2万4000円

2 前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、第9条第3項の例により算定する。

(費用)

第16条 第14条に規定する遠距離接見等交通費は第10条第1項の例により算定する。

2 第14条に規定する通訳人費用は第10条第2項の例により算定する。

3 第14条に規定する訴訟準備費用は第10条第3項の例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第17条 即決被疑者国選弁護人が、被疑者との接見、電話交通又は打合せを行わなかったときは、第14条から前条までの規定にかかわらず、報酬及び費用は支給しない。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第18条 即決被疑者国選弁護人が約款第21条第1項に規定する報酬及び費用の請求をしなかったときは、弁護活動が行われなかったものとみなして報酬及び費用は支給しない。

第3章 第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1節 即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基

準

(報酬及び費用の種類)

第19条 普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人(即決被疑者国選弁護人が、被疑者の起訴後引き続き即決被告事件の国選弁護人を務めるときを含む。以下第1款において同じ。)に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 公判加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

二 費用

ア 遠距離接見等交通費

イ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

ウ 通訳人費用

エ 訴訟準備費用

2 即決被疑者国選弁護人が、起訴後引き続き即決被告事件の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する基礎報酬から1万2000円を控除する。ただし、即決被疑者国選弁護人としての基礎報酬が2万円以下のときは、当該報酬額の半額を控除額とする。

(報酬及び費用の算定基準)

第20条 普通国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬 5万円

イ 公判加算報酬

国選弁護人が、公判、公判準備などの裁判手続が予定されている期日(以下「手続期日」という。)に複数回出頭したとき(同一日における出頭は1回と算定する。)は、次のとおり公判加算報酬を算定する。

(出頭した手続期日の回数－1) × 3000円

二 遠距離接見等加算報酬

前条に規定する遠距離接見等加算報酬は、被告人との接見、記録の閲覧若しくは謄写、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被告人の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ、保釈保証金の納付（以下この章において「接見等」という。）のために、遠距離移動を要した場合において、第9条第3項の例により算定する。ただし、接見等が、同一の事件の手続期日において、手続が行われる場所への出頭と同一の移動の際に行われたときは、遠距離接見等加算報酬は支給しない。

三 費用

ア 遠距離接見等交通費

前条に規定する遠距離接見等交通費は、前号に規定する移動（記録謄写及び保釈保証金の納付については、履行補助者を用いてするときを含む。）が行われたときに、第10条第1項の例により算定する。ただし、接見等が、同一の事件についての手続期日において、手続が行われる場所への出頭と同一の移動の際に行われたときは、出張に伴う旅費と遠距離接見等交通費のいずれか多額のもののみを支給する。

イ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

手続期日における、手続が行われる場所への出頭が、出張（手続が、最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートル以内に所在するときを除く。）に該当するときに、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の例により算定された旅費・日当（移動日に対するもの）・宿泊料をもって算定する。

ウ 通訳人費用

前条第1項第2号ウに規定する通訳人費用は、接見等の法廷外における弁護活動に通訳人を要したときに、国選弁護人が利用した通訳人について、国選弁護人が支払った費用又は通訳人から請求されている費用をもって算定する。

エ 訴訟準備費用

前条第1項第2号エに規定する訴訟準備費用は、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料又は判決書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として、実費を支払う。

2 即決被告事件について、即決裁判手続によって審判する旨の決定がなされなかったとき又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたときは、通常の手続によって審判された事件に適用されるべき基準を適用して報酬及び費用を算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第21条 普通国選弁護士契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護士に、次の各号のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、前条第1項第1号アに規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とする。

一 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく第1回公判期日に立ち会ったとき。

二 第1回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通又は打合せを行うことなく第1回公判期日に立ち会ったとき(弁護士が被告人に対して接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護士として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。)

2 普通国選弁護士契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護士が、第1回公判期日の前に解任された場合で、起訴後解任前に被告人と接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき又は記録の閲覧若しくは謄写を行ったときは、基礎報酬を9000円と算定し(ただし、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは5000円と算定する。)、第19条第2項は適用しない。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第22条 普通国選弁護士契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護士が、約款第22条第1項に規定する請求をしなかったときは、審理が即決裁判手続によって1回の公判期日で終了し、費用も発生していないものとみなし、かつ、前条第1項の各号に規定する事由があるものとみなして、第20条第1項第1号アに規定する基礎報酬の50%をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選弁護士については、第1回公判期日の前に解任され、かつ、前条第2項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第2款 一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第23条 一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 公判加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

二 費用

ア 遠距離接見等交通費

イ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

ウ 通訳人費用

エ 訴訟準備費用

(報酬及び費用の算定基準)

第24条 一括国選弁護人契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護人に対する報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の公訴事実が併合審理されている事件又は複数の被告人が併合審理されている事件が含まれているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

即決事件数(注)	報酬額
2件	9万5000円
3件	13万5000円
4件	17万円
5件以上	5万円×件数×80%

(注) 複数の被告人が併合審理されている事件があるときは、当該事件については、被告人の数をもって当該事件の数とする。

イ 公判加算報酬

公判加算報酬は第20条第1項第1号イの例により算定する。

二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

三 費用

ア 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

イ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

ウ 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

エ 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第25条 一括国選弁護士契約に基づいて国選弁護士に選任された即決被告事件の中に、即決裁判手続によって審判する旨の決定がなされなかった事件又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消された事件があるときは、前条の規定にかかわらず、当該事件については通常の手続によって審判された事件に適用されるべき基準を適用して報酬及び費用を算定し、その余の事件について前条に基づき報酬及び費用を算定し、これらを合算して事件全体に対する報酬及び費用とする。

2 一括国選弁護士契約に基づいて国選弁護士に選任された即決被告事件の中に、第1回公判前に解任された事件があるときは、前条の規定にかかわらず、当該事件については第21条第2項の例により基礎報酬を算定し、その余の事件について前条に基づき報酬及び費用を算定し、これらを合算して事件全体に対する報酬及び費用とする。

3 一括国選弁護士契約に基づいて国選弁護士に選任された即決被告事件の中に、第21条第1項の各号に規定する事由のいずれかがある事件があるときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

一 想定される基礎報酬を処理件数で除して、事件ごとの基準個別報酬額を算出する。

二 該当する事件について、基準個別報酬の50%をもって当該事件に関する基礎報酬を算定する。

三 前号に基づいて算定した金額と、それ以外の事件についての基準個別

報酬額とを合算する。

四 前号に基づいて算出された金額を、事件全体に対する基礎報酬とする。
(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第26条 一括国選弁護士契約に基づいて即決被告事件について選任された国選弁護士が、約款第23条第1項に規定する請求をしなかった事件があるときは、当該事件については、審理が即決裁判手続によって1回の公判期日で終了し、費用も発生していないものとみなし、かつ、第21条第1項の各号に規定する事由があるものとみなして、前条第3項の例により事件全体に対する報酬及び費用を算定する。ただし、解任された事件については、第1回公判期日の前に解任され、かつ、第21条第2項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、前条第3項の例により事件全体に対する報酬及び費用を算定する。

第2節 即決被告事件以外の被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 簡易裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第27条 刑事訴訟法第36条、第37条、第290条、第316条の4第2項、第316条の8第1項及び第2項(以下「刑事訴訟法第36条等」という。)の規定に基づき、簡易裁判所における被告事件(即決被告事件を除く。)について、被告人のために選任された国選弁護士(被疑者国選弁護士又は即決被疑者国選弁護士が、被疑者の起訴後引き続き被告人の国選弁護士を務めるときを含む。以下第2節において同じ。)に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

① 基礎報酬

② 公判加算報酬

(1) 実質公判期日に対する加算報酬

(2) 整理手続期日に対する加算報酬

(3) 判決宣告期日等に対する加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

ウ 特別加算報酬

① 特別案件加算

② 特別成果加算

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離接見等交通費

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

- 2 被疑者国選弁護人又は即決被疑者国選弁護人に選任された国選弁護人が、起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する報酬から1万2000円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬が2万円以下のときは当該報酬額の半額を控除額とする。
(報酬及び費用の算定基準)

第28条 簡易裁判所における被告事件(即決被告事件を除く。以下第1款において同じ。)について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

① 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

6万6000円

② 公判前整理手続に付された事件

7万円

③ 期日間整理手続に付された事件

6万6000円

イ 公判加算報酬

① 実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

(1) 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Aの立会時間(審理が公判期日の午前から午後にかけて行われたときは、公判期日

の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を除外した時間とする。以下同じ。)の区分に応じた報酬額を加算する。

(2) 公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Bの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

(3) 期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表Bの立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日(公判前整理手続に付された事件について行われる刑事訴訟規則第178条の10の規定に基づく打合せ期日を含む。以下同じ。)又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×6500円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等(手続期日のうち、実質公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数(同一日における出頭は1回と算定する。

以下同じ。)×3000円

一の二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

二 特別加算報酬

ア 特別案件加算

刑事訴訟法第38条の3第1項第5号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件の国選弁護人に選任された国選弁護人について、次のとおり特別案件加算報酬を算定する。

国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の50%を加算する。

イ 特別成果加算

① 無罪等

(1) 全部無罪

判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡されたときは、国選弁護人の申出に基づき、50万円を限度として、通常報酬の100%を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実を争わなかったときを除く。

(2) 一部無罪

判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡されたときは、国選弁護人の申出に基づき、30万円を限度として、通常報酬の50%を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実を争わなかったときを除く。

(3) 縮小認定等

次のいずれかに該当する場合は、国選弁護人の申出に基づき、20万円を限度として、通常報酬の30%を加算する。ただし、国選弁護人が公訴事実又は刑の減免事由の存在を争わなかったときを除く。

(ア) 起訴状記載の公訴事実が法定刑に死刑の定めのある罪に係るものであったが、判決に示された罪となるべき事実は法定刑に死刑の定めのない罪に係るものであったとき。

(イ) 起訴状記載の公訴事実が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係るものであったが、判決で示された罪となるべき事実はこれらの罪以外の罪に係るものであったとき。

(ウ) 判決理由において刑の減免事由に該当する事実が認められ、かつ刑の免除が言い渡され、又は法令の適用において刑の減軽がされたとき。

② 和解契約等

判決の罪となるべき事実に摘示された損害について、下記のとおり被害者に対する損害賠償等がなされ、これを証する書面が公判手続において証拠として取調べられたときは、国選弁護人の申出に基づき、下記の区分に応じた額（同一の損害について、被害者に対する損害賠償等を理由とする特別成果加算報酬が既に支給されているときは、これによる加算額を控除した額とする。）を加算する。ただし、交通事故に関する事案で、示談金が損害賠償責任保険によって全額賄われたときには加算しない。

記

- ・ 判決の罪となるべき事実に摘示された全損害の50%相当分以上について損害賠償がなされている場合 1万円
- ・ 判決の罪となるべき事実に摘示された全損害について、実質的に損害賠償がなされている場合 2万円
- ・ 判決の罪となるべき事実に摘示された全損害について、被害者との間で私法上の和解契約が成立している場合 3万円

三 費用

ア 記録謄写費用

- ① 国選弁護人が謄写した記録（国選弁護人が写真機を使用して謄写し、印刷した記録を含む。）の枚数が200枚を超えると、次のとおり記録謄写費用を算定する。

$$\{ (\text{謄写枚数}) - 200 \} \times 200 \text{円}$$

（カラー印刷されている記録をカラー複写したとき又はカラー印刷されている記録を写真機を使用して謄写し、カラー印刷したときは、カラー複写又はカラー印刷1枚当たり謄写枚数2枚と換算する。）

ただし、同一の事件に複数の国選弁護人が選任されているときでも、同一の記録について重ねて記録謄写費用を請求することはできない。

- ②（1）センターは、次に掲げる事件の訴訟記録については、国選弁護人の申出により、謄写枚数の全部につき国選弁護人が支払った実費を記録謄写費用として算定する。ただし、謄写枚数1枚当たり200円（カラー印刷された記録をカラー複写したときは100円）を上回ることはできない。

（ア）否認事件（一部否認事件を含む。）

（イ）第一審事件においては、法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件

（ウ）控訴審においては、原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件

（エ）公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件

（オ）記録の丁数が2000丁を超える事件

- （2）前記（1）に該当する事件で、同一の事件に複数の国選弁護人が選任されている場合において、謄写記録の複製を作成した

ときは、複製枚数に10円を乗じた金額を記録謄写費用として算定する。

- ③ センターは、紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写する場合には、国選弁護人の申出により、国選弁護人が支払った費用を記録謄写費用として算定する。

イ 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

オ 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第29条 簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人に、第21条第1項の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、前条第1号アに規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、特別案件加算は行わないものとする。

第29条の2 簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が第1回公判期日の前に解任されたとき又は第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときは、基礎報酬を次のとおり算定し、第27条第2項は適用しない。ただし、第1号、第4号及び第5号において、国選弁護人が、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一 被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき

9000円

二 記録の閲覧又は謄写を行ったとき

6000円

三 記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき

1万6000円

四 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき

1万5000円

五 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は
謄写を行った上、記録を十分に検討したとき 2万5000円

2 第1回公判期日の前に解任された国選弁護人は、第28条第3号ア①の
規定にかかわらず謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用と
して請求することができる。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第30条 簡易裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が、
約款第22条第1項に規定する請求をしなかったときは、事件が整理手続
に付されずに公判期日が1回で終了し、遠距離接見等は行われず、特別加
算報酬を支給すべき事由はなく、費用も発生していないものとみなし、か
つ、第29条所定の事由があるものとみなして、実質公判期日が1回のと
きの基礎報酬の50%をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。
ただし、解任された国選弁護人については、第1回公判期日前に解任され、
かつ、前条第1項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなし
て、報酬及び費用は支給しない。

第2款 簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件につい
て選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算
定基準

第1目 通則

(報酬及び費用の種類)

第31条 刑事訴訟法第36条等の規定に基づき、簡易裁判所以外の裁判所
における第一審被告事件(即決被告事件を除く。以下第1目において同
じ。)について、被告人のために選任された国選弁護人に対して、次のと
おり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

① 基礎報酬

② 公判加算報酬

(1) 実質公判期日に対する加算報酬

(2) 整理手続期日に対する加算報酬

(3) 判決宣告期日等に対する加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

ウ 特別加算報酬

① 重大案件加算

② 特別案件加算

③ 特別成果加算

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離接見等交通費

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

2 被疑者国選弁護人に選任されていた弁護士が、起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときは、前項に規定する報酬から1万5000円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬が1万5000円に満たないときは当該報酬額を控除額とする。

3 同一人を被疑者とする複数の被疑事件について被疑者国選弁護人に選任された弁護士が、当該被疑者の起訴後引き続き被告人の国選弁護人を務めたときも、第1項に規定する報酬から1万5000円を控除するものとする。ただし、被疑者国選弁護人としての基礎報酬の合計額が2万円以下のときは当該報酬合計額の半額を控除額とする。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第32条 簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人に、第21条第1項の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、通常適用される基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、重大案件加算及び特別案件加算は行わないものとする。

第32条の2 簡易裁判所以外の裁判所における第一審被告事件について選任された国選弁護人が、第1回公判期日の前に解任されたとき又は第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了したときは、基礎報酬を次のとおり算定し、第31条第2項は適用しない。ただし、第1号、第4号及び第5号において、国選弁護人が、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書

等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

- 一 被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき
9000円
- 二 記録の閲覧又は謄写を行ったとき
6000円
- 三 記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき
1万6000円
- 四 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき
1万5000円
- 五 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき
2万5000円

2 第1回公判期日の前に解任された国選弁護人は、第28条第3号ア①の規定にかかわらず謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第33条 簡易裁判所以外の裁判所における被告事件について選任された国選弁護人が、約款第22条第1項に規定する請求をしなかったときは、事件が整理手続に付されずに公判期日が1回で終了し、遠距離接見等は行われず、特別加算報酬を支給すべき事由はなく、費用も発生していないものとみなし、かつ、第32条所定の事由があるものとみなして、実質公判期日が1回のときの基礎報酬の50%をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選弁護人については、第1回公判期日の前に解任され、かつ、前条第1項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第2目 単独事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(単独事件における報酬及び費用)

第34条 裁判所法(昭和22年法律第59号)第26条第2項第2号に規定する事件以外の事件(以下「単独事件」という。)について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、第36条に規

定するときを除き、次のとおり算定する（複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一 通常報酬

ア 基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 | 7万7000円 |
| ② 公判前整理手続に付された事件 | 8万円 |
| ③ 期日間整理手続に付された事件 | 7万7000円 |

イ 公判加算報酬

① 実質公判期日に対する加算報酬

（1）公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表A1の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（2）公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表B1の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

（3）期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表B1の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×7200円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×3000円

二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 特別案件加算

特別案件加算報酬は第28条第2号アの例により算定する。

イ 特別成果加算

特別成果加算報酬は第28条第2号イの例により算定する。

四 費用

ア 記録謄写費用

記録謄写費用は第28条第3号アの例により算定する。

イ 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

オ 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

第3目 通常合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(通常合議事件における報酬及び費用)

第35条 裁判所法第26条第2項第2号に規定する事件(以下「法定合議事件」という。)で、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件のいずれにも該当しない事件(以下「通常合議事件」という。)について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

① 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

8万8000円

- ② 公判前整理手続に付された事件 9万円
- ③ 期日間整理手続に付された事件 8万8000円

イ 公判加算報酬

① 実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

(1) 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表A2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

(2) 公判前整理手続に付された事件

実質公判期日について、開廷日ごとに、別表B2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

(3) 期日間整理手続に付された事件

期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表B2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×8000円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×3000円

二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 特別案件加算

特別案件加算報酬は第28条第2号アの例により算定する。

イ 特別成果加算

特別成果加算報酬は第28条第2号イの例により算定する。

四 費用

ア 記録謄写費用

記録謄写費用は第28条第3号アの例により算定する。

イ 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

オ 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

(整理手続に付された裁定合議事件における報酬及び費用)

第36条 単独事件のうち、裁判所法第26条第2項第1号に基づく決定がなされた事件で、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、前条の例により報酬及び費用を算定する。

第4目 重大合議事件について選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(重大合議事件における報酬及び費用)

第37条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件又は法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件(以下「重大合議事件」という。)について、被告人のために選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の公訴事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

国選弁護人が、実質公判期日に出頭したときは、次のとおり基礎報酬を算定する。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件 | 9万9000円 |
| ② 公判前整理手続に付された事件 | 10万円 |
| ③ 期日間整理手続に付された事件 | 9万9000円 |

イ 公判加算報酬

- ① 実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

- (1) 公判前整理手続にも期日間整理手続にも付されない事件
実質公判期日について、開廷日ごとに、別表A3の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
- (2) 公判前整理手続に付された事件
実質公判期日について、開廷日ごとに、開廷日ごとに、別表B3の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。
- (3) 期日間整理手続に付された事件
期日間整理手続に付された後に開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表B3の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×8500円

③ 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×3000円

二 遠距離接見等加算報酬

遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 重大案件加算

次の要件をすべて満たすときは、弁護人の申出に基づき、通常報酬の50%を加算報酬として算定する。

- ① 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件で、当該犯罪に係る死亡被害者が2名以上である事件
- ② 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件

イ 特別案件加算

特別案件加算報酬は第28条第2号アの例により算定する。ただし、上記アの加算が行われるときは特別案件加算は行わない。

ウ 特別成果加算

特別成果加算報酬は第28条第2号イの例により算定する。

四 費用

ア 記録謄写費用

記録謄写費用は第28条第3号アの例により算定する。

イ 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

オ 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

第4章 控訴審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第38条 刑事訴訟法第36条等の規定に基づき、控訴審被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

① 基礎報酬

② 公判加算報酬

(1) 実質公判期日に対する加算報酬

(2) 整理手続期日に対する加算報酬

(3) 判決宣告期日等に対する加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

ウ 特別加算報酬

① 重大案件加算

② 特別案件加算

③ 特別成果加算

二 費用

ア 記録謄写費用

- イ 遠距離接見等交通費
- ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料
- エ 通訳人費用
- オ 訴訟準備費用

(基礎報酬)

第39条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき基礎報酬は、国選弁護人が控訴趣意書又は答弁書（以下「控訴趣意書等」という。）を提出したとき（控訴趣意書等の提出後に控訴が取下げられたときを含む。）について、次のとおり算定する。

- 一 原審が即決裁判手続によって審判された事件である場合
4万円
- 二 原審が簡易裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合
5万円
- 三 原審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合
6万円

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。

原審記録	基礎報酬額
1000丁を超え5000丁以下	前項に規定する額の150%
5000丁を超え1万丁以下	前項に規定する額の200%
1万丁を超える場合	前項に規定する額の300%

第39条の2 控訴趣意書等の提出前に、控訴が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときについては、基礎報酬を次のとおり算定する。ただし、第1号、第4号及び第5号において、国選弁護人が、被告人に対する接見又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

- 一 被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき
9000円
- 二 原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ（以下「原審記録の閲覧等」という。）を行ったとき
6000円
- 三 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
1万6000円

四 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき 1万5000円

五 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 2万5000円

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。ただし、各号のウ及びエにおいて、国選弁護人が、被告人に対する接見又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一 原審記録の丁数が1000丁を超え5000丁以下のとき

ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 9000円

イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 2万4000円

ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき 1万8000円

エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 3万3000円

二 原審記録の丁数が5000丁を超え1万丁以下のとき

ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 1万2000円

イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 3万2000円

ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき 2万1000円

エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 4万1000円

三 原審記録の丁数が1万丁を超えるとき

ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 1万8000円

イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき 4万8000円

ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき

2万7000円

エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

5万7000円

3 控訴趣意書等の提出の前に、控訴が取り下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときは、国選弁護人は、第28条第3号ア①の規定にかかわらず、謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

(公判加算報酬)

第40条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき公判加算報酬は、次のとおり算定する。

一 実質審理を行った公判期日に対する加算報酬

開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表C1の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

二 整理手続期日に対する加算報酬

国選弁護人が、期日間整理手続期日に出頭したときは、次のとおり加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×8000円

三 判決宣告期日等に対する加算報酬

国選弁護人が、判決宣告期日等に出頭したときは、次のとおり判決宣告期日等に対する加算報酬を算定する。

出頭した期日の回数×3000円

(遠距離接見等加算報酬)

第41条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき遠距離接見等加算報酬は第20条第1項第2号の例により算定する。

(重大案件加算報酬)

第42条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき重大案件加算報酬は、原審被告事件が第37条第3号アに規定する要件を満たすときに、国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の合計額をもって加算報酬として算定する。

(特別案件加算報酬)

第43条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき特別案件加算報酬は、原審又は控訴審において刑事訴訟法第38条の3第1項第5号に基づき国選弁護人が解任された事件について選任された国選弁護人に対し、第28条第2号アの例により算定する。ただし、第42条に規定する加算が行われるときは特別案件加算は行わない。

(特別成果加算報酬)

第44条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき特別成果加算報酬は、第28条第2号イの例により算定する。ただし、第一審において第28条第2号イによる加算がなされているときは、重ねて同一の理由に基づく加算は行わない。

(費用)

第45条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき費用は、次のとおり算定する。

一 記録謄写費用

記録謄写費用は第28条第3号アの例により算定する。

二 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

三 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

四 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

五 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第46条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人に、次の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、第39条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、重大案件加算及び特別案件加算は行わないものとする。

一 原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく控訴趣意書を作成したとき。

二 被告人と接見、電話交通又は打合せを行うことなく控訴趣意書を作成したとき(弁護人が被告人に対して接見又は打合せの申入れをしている

ときを除く。)

(契約に規定する報酬及び費用の請求がされなかったときの算定基準)

第47条 控訴審被告事件について選任された国選弁護人が、約款第22条第1項に規定する請求をしなかったときは、控訴趣意書等の提出がなされず、被告人との接見又は打合せ若しくは原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎも行われず、費用も発生しなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第5章 上告審において選任された国選弁護人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第48条 刑事訴訟法第36条等の規定に基づき、上告審被告事件について選任された国選弁護人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 公判加算報酬

イ 遠距離接見等加算報酬

ウ 特別加算報酬

- ① 重大案件加算
- ② 無罪等加算

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離接見等交通費

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

(基礎報酬)

第49条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき基礎報酬は、国選弁護人が上告趣意書又は答弁書(以下「上告趣意書等」という。)を提出したとき(上告趣意書等の提出後に上告が取下げられたときを含む。)について、次のとおり算定する。

- 一 原々審が即決裁判手続によって審判された事件である場合
4万円
- 二 原々審が簡易裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合
5万円
- 三 原々審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（即決裁判手続によって審判された事件を除く。）の場合
6万円

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項に関わらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。

原審記録	基礎報酬額
1000丁を超え5000丁以下	前項に規定する額の150%
5000丁を超え1万丁以下	前項に規定する額の200%
1万丁を超える場合	前項に規定する額の300%

第49条の2 上告趣意書等の提出前に、上告が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときについては、基礎報酬を次のとおり算定する。ただし、第1号、第4号及び第5号において、国選弁護人が、被告人に連絡をとったにとどまるときは、4000円を減じた額をもって算定する。

- 一 被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき
9000円
- 二 原審記録の閲覧等を行ったとき
6000円
- 三 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
1万6000円
- 四 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
1万5000円
- 五 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
2万5000円

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、弁護人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。ただし、各号のウ及びエにおいて、国選弁護人が、被告人に連絡をとったにとどまるときは、4000円を減じた額をもって

算定する。

- 一 原審記録の丁数が1000丁を超え5000丁以下のとき
 - ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 9000円
 - イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
2万4000円
 - ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
1万8000円
 - エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
3万3000円
 - 二 原審記録の丁数が5000丁を超え1万丁以下のとき
 - ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 1万2000円
 - イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
3万2000円
 - ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
2万1000円
 - エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万1000円
 - 三 原審記録の丁数が1万丁を超えるととき
 - ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 1万8000円
 - イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万8000円
 - ウ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
2万7000円
 - エ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
5万7000円
- 3 上告趣意書等の提出の前に、上告が取下げられたとき又は国選弁護人を解任されたときは、国選弁護人は、第28条第3号ア①の規定にかかわらず、謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

(公判加算報酬)

第50条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき公判加算報酬は次のとおり算定する。

開廷された実質公判期日について、開廷日ごとに、別表C2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

(遠距離接見等加算報酬)

第51条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき遠距離接見等加算報酬は、第20条第1項第2号の例により算定する。

(重大案件加算報酬)

第52条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき重大案件加算報酬は、原々審被告事件が第37条第3号アに規定する要件を充すときに、国選弁護人の申出に基づき、通常報酬の合計額をもって加算報酬として算定する。

(無罪等加算報酬)

第52条の2 上告審被告事件について選任された国選弁護人に支給すべき無罪等加算報酬は、第28条第2号イ①の例により算定する。ただし、第一審又は控訴審において、第28条第2号イ①による加算がなされているときは、重ねて同一の理由による加算は行わない。

(費用)

第53条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に対する費用は、次のとおり算定する。

一 記録謄写費用

記録謄写費用は第28条第3号アの例により算定する。

二 遠距離接見等交通費

遠距離接見等交通費は第20条第1項第3号アの例により算定する。

三 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第20条第1項第3号イの例により算定する。

四 通訳人費用

通訳人費用は第20条第1項第3号ウの例により算定する。

五 訴訟準備費用

訴訟準備費用は第20条第1項第3号エの例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第54条 上告審被告事件について選任された国選弁護人に、次の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、第49条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、重大案件加算は行わないものとする。

一 原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく上告趣意書を作成したとき。

二 被告人と連絡をとることなく上告趣意書を作成したとき。

(契約に規定する請求がされなかったときの算定基準)

第55条 上告審被告事件について選任された国選弁護人が、約款第22条第1項に規定する請求をしなかったときは、上告趣意書等の提出がなされず、被告人との接見若しくは打合せ又は原審記録の閲覧、謄写若しくは原審弁護人からの謄写記録の引継ぎも行われず、費用も発生しなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

以上

公判加算表(別表)

A 簡裁(整理なし)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	5,600
45分～1時間半	5,600	7,700
1時間半～2時間半	7,700	12,600
2時間半～3時間半	12,600	18,600
3時間半～4時間半	18,600	26,400
4時間半～5時間半	26,400	36,900
5時間半～	36,900	42,900

B 簡裁(整理あり)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

A1(地裁・単独事件)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	5,800
45分～1時間半	5,800	8,200
1時間半～2時間半	8,200	13,600
2時間半～3時間半	13,600	20,500
3時間半～4時間半	20,500	29,100
4時間半～5時間半	29,100	40,600
5時間半～	40,600	47,400

B1(地裁・単独事件・整理あり)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	6,400
45分～1時間半	6,400	9,600
1時間半～2時間半	9,600	16,800
2時間半～3時間半	16,800	25,900
3時間半～4時間半	25,900	37,200
4時間半～5時間半	37,200	52,000
5時間半～	52,000	61,100

A2(地裁・通常合議事件)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	6,000
45分～1時間半	6,000	8,700
1時間半～2時間半	8,700	14,700
2時間半～3時間半	14,700	22,300
3時間半～4時間半	22,300	31,800
4時間半～5時間半	31,800	44,400
5時間半～	44,400	52,000

B2(地裁・通常合議事件・整理あり)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	7,500
45分～1時間半	7,500	12,300
1時間半～2時間半	12,300	23,200
2時間半～3時間半	23,200	36,800
3時間半～4時間半	36,800	53,600
4時間半～5時間半	53,600	74,700
5時間半～	74,700	88,300

A3(地裁・裁判員対象事件)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	6,200
45分～1時間半	6,200	9,100
1時間半～2時間半	9,100	15,800
2時間半～3時間半	15,800	24,100
3時間半～4時間半	24,100	34,500
4時間半～5時間半	34,500	48,200
5時間半～	48,200	56,500

B3(地裁・裁判員対象事件・整理あり)		
時間区分	報酬額 (1回目)	報酬額 (2回目以降)
～45分	0	7,900
45分～1時間半	7,900	13,200
1時間半～2時間半	13,200	25,300
2時間半～3時間半	25,300	40,400
3時間半～4時間半	40,400	59,000
4時間半～5時間半	59,000	82,200
5時間半～	82,200	97,400

C1(控訴審)	
時間区分	報酬額
～45分	7,500
45分～1時間半	12,300
1時間半～2時間半	23,200
2時間半～3時間半	36,800
3時間半～4時間半	53,600
4時間半～5時間半	74,700
5時間半～	88,300

C2(上告審)	
時間区分	報酬額
～45分	7,900
45分～1時間半	13,200
1時間半～2時間半	25,300
2時間半～3時間半	40,400
3時間半～4時間半	59,000
4時間半～5時間半	82,200
5時間半～	97,400